

国土交通省令第 号

都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、都市緑地保全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年十二月 日

国土交通大臣 北側 一雄

都市緑地保全法施行規則等の一部を改正する省令

（都市緑地保全法施行規則の一部改正）

第一条 都市緑地保全法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

都市緑地法施行規則

第一条中「都市緑地保全法施行令」を「都市緑地法施行令」に改める。

第二条の見出しを「（緑地保全地域における行為の届出等の手続）」に改め、同条中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第五条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による通知並びに同条第五項及び第六項の規定による届出」を「第八条第一項の規定による届出及び同条第七項の規定による通知」に改める。

第三条の見出しを「（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）」に改め、同条中「第三条第一号八(2)」を「第四条第二号八(2)及び第六条第一号八(2)」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第十七条の見出しを「（緑化施設整備計画の軽微な変更）」に改め、同条中「第二十条の五の四第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十五条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

第十六条の見出しを「（緑化施設整備計画の認定に係る緑化施設の面積）」に改め、同条中「第二十条

の五の三第二項」を「第六十一条第二項」に、「（投影面」を「（その水平投影面」に、「投影面と」を「水平投影面と」に、「緑化施設が」を「、緑化施設が」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条の見出しを「（緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合）」に改め、同条中「第二十条の五の三第一項第二号」を「第六十一条第一項第二号」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条の見出しを「（緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模）」に改め、同条中「第二十条の五の三第一項第一号」を「第六十一条第一項第一号」に改め、「千平方メートル」の下に「（緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内においては、三百平方メートル）」を加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（緑化施設の部分）

第二十一条 法第六十一条第一項第二号の国土交通省令で定める部分は、樹木及び芝その他の地被植物とする。

第十三条中「第二十条の五の二第二項第五号」を「第六十条第二項第五号」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条中「第二十条の五の二第一項」を「第六十条第一項」に、「別記様式第二」を「別記様式第三」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条中「第二十条の二第六項」を「第五十五条第七項」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の見出しを「（市民緑地の管理期間）」に改め、同条中「第二十条の二第四項」を「第五十五条第四項」に改め、同条を第十六条とする。

第九条中「第六条」を「第十二条」に、「第十六条第二項（法第十七条第二項、法第十七条の二第四項、法第十八条の二第四項又は法第二十条第三項）」を「第四十七条第二項（法第四十八条第二項、第四十九条第四項、第五十一条第四項又は第五十四条第三項）」に改め、同条を第十五条とする。

第八条の見出しを「（緑地協定区域隣接地の基準）」に改め、同条中「第十六条第一項第四号」を「第四十七条第一項第四号」に改め、同条を第十四条とする。

第七条の見出しを「（緑地協定に定める事項の基準）」に改め、同条中「第十六条第一項第三号」を「第四十七条第一項第三号」に改め、同条を第十三条とする。

第六条中「第十五条第一項（法第十七条第二項）」を「第四十六条第一項（法第四十八条第二項）」に改め

、同条を第十二条とする。

第五条の見出しを「（公共の用に供する施設）」に改め、同条中「第四条」を「第十四条」に、「定めるもの」を「定める公共の用に供する施設」に改め、同条を第十一条とする。

第四条の四中「第九条の五（法第九条の六）」を「第二十七条（法第二十八条）」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積

二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹 木 の 高 さ	半 径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影

面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の

合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであるこ

と。

$$A \geq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

□ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他

の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

八 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

二 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイから八までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限

る。()の水平投影面積

(緑化施設の工事の認定の手續)

第十条 法第四十三條第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六條第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができな

第四条の三中「第九条の三第一項（法第九条の六）」を「第二十五条第一項（法第二十八条）」に改め、同条を第七条とする。

第四条の二の見出しを「（管理協定の基準）」に改め、同条中「第九条の二第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「（建築物に附属する物干場その他の工作物）」に改め、同条中「第三条第五号口(2)」を「第六条第六号口(2)」に改め、同条第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（特別緑地保全地区における行為の許可の申請等の手続）

第四条 第二条の規定は、法第十四条第一項の規定による許可の申請、同条第四項の規定による通知並びに同条第五項及び第六項の規定による届出について準用する。

別記様式第一中「~~申請書~~」を「~~申請書~~」に、同様式備考5中「その代表者」を「その代

表者」に改める。

別記様式第二中「第十二条」を「第十八条」に、「都市緑地保全法第20条の5の2第1項」を「都市緑地法第60条第1項」に、「都市緑地保全法施行規則第16条」を「都市緑地法施行規則第23条」に改め、同様式を別記様式第三とする。

別記様式第一の次に次の一様式を加える。

(都市公園法施行規則の一部改正)

第二条 都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第七項に規定する」を「第五条第七項の」に改め、「の各号」を削る。

第一条の二の見出し中「防災公園における」を削り、同条中「第四条第八項に規定する」を「第五条第八項の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(歴史上又は学術上価値の高い建築物)

第一条の三 令第六条第一項第二号イの国土交通省令で定める歴史上又は学術上価値の高い建築物は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十八条第二項の条例の定めるところにより歴史上又は学術上価値の高いものとして現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物とする。

第二条中「第五条第二項に規定する」を「第六条第二項の」に改める。

第三条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第四条第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三号中「第十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 法第二十二條第一項の規定による協定を締結した場合 協定の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

四 法第二十六條第二項又は第四項の規定による必要な措置の命令を行つた場合

イ 命令の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

ロ 命令の内容

第四條に次の一項を加える。

2 前項第三号に規定する協定を締結した他の工作物の管理者は、令第十一条の規定により公園管理者に通知する場合においては、当該協定又はその写しを併せて送付しなければならない。

第六條第四号中「第二條第六項」を「第二條第一項第十号」に改める。

第九條中「第十條の三第一項」を「第十二條第一項」に改める。

第十條を削る。

第十一條第二項第六号水中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改め、同項第七号中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

十 公園一体建物の概要

第十一条第三項中「平面図」の下に、「（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 公園保全立体区域の境界

第十一条第三項に次の一号を加える。

八 公園一体建物

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十五条中「第二十三条第五項」を「第三十三条第六項」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条第五項中「第二十条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「（災害応急対策に必要な施設）」に改め、同条中「第二十五条第九号」を「第三十一条第九号」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十八条 令第三十二条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第四のとおりとする。

第十一条の次に次の五条を加える。

(公園一体建物に関する協定の公示)

第十二条 法第二十二条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 公園一体建物の所在地

二 公園一体建物の所有者又は所有者になろうとする者の氏名又は名称

三 協定又はその写しの閲覧の場所

(公園保全立体区域の指定等の公告)

第十三条 法第二十五条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項(公園保全立体区域を廃止する場合にあつては、第一号に掲げる事項)を縮尺千二百分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図に明示して行うものとする。

一 公園保全立体区域の存する土地の所在地

二 公園保全立体区域の境界線

(保管工作物等一覧簿の様式)

第十四条 令第二十三条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

(競争入札における掲示事項等)

第十五条 令第二十六条第一項及び第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他公園管理者が必要と認める事項

(工作物の返還に係る受領書の様式)

第十六条 令第二十七条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第三のとおりとする。

別記様式第一中「第10条の3第1項」を「第12条第1項」に改め、同様式備考2中「その代表者」を「その代表者」に改める。

別記様式第二中「~~第十條~~」を「~~第十八條~~」に、「~~第十二條第二項~~」を「~~第二十八條第二項~~」に改め、同様式備考4中「~~、~~」「~~第十條~~」を「~~第十條~~」に改め、同様式備考5中「~~その代用條~~」を「~~、~~」「~~その代用條~~」に改め、同様式を別記様式第四とする。

別記様式第一の次に次の二様式を加える。

(首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正)

第三条 首都圏近郊緑地保全法施行規則(平成十二年総理府
建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第二条を第六条とし、同条の前に次の三条を加える。

(法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準)

第三条 法第八条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、枝打ち、病虫害の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならない。

- 三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資するものでなければならない。

四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定の公告)

第四条 法第九条第一項（法第十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 管理協定区域
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第五条 前条の規定は、法第十一条（法第十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告につ

いて準用する。

第一条中「次条において」を「以下」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第一条 首都圏近郊緑地保全法施行令第一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年^{総理府}建設省令第八号）の一部を次のように

改正する。

第四条を削り、第三条を第七条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準）

第四条 法第九条第三項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 管理協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した木竹又は危険な木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、近郊緑地の保全に関連して必要とされるものでなければならぬ。

三 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、近郊緑地の適正な保全に資するものでなければならぬ。

四 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

五 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定の公告)

第五条 法第十条第一項（法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 管理協定の名称

二 管理協定区域

三 管理協定の有効期間

四 管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第六条 前条の規定は、法第十二条（法第十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第二条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第二条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第三条の国土交通省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(都市計画法施行規則の一部改正)

第五条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の七（見出しを含む。）中「第三十八条の七第三号」を「第三十八条の七第四号」に改める。

第四十二条の九第二項第二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

- 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの

地盤面から	() 高さ
	() 用途
メートル	
() 垣又はさくの構造	

地盤面から	() 高さ
	() 緑化施設の面積 平方

別記様式第十一の二中

を

マ-1ル	() 用 途
マ-1ル	() 垣又はさくの構造

に改め、同様式備考7として次のように加える。

7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

(幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和五十五年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条(見出しを含む。)中「第十条第二号」を「第十条第三号」に改める。

第十条第二項第二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

□ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの

() 用 途	
() 垣又はさくの構造	

別記様式第一中

を

	() 緑化施設の面積	平方メートル
() 用 途		
() 垣又はさくの構造		

に改

め、同様式備考6として次のように加える。

6 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第七条 集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第九条第三号」を「第八条第四号」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第二号中口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの

第二十四条（見出しを含む。）中「第十四条第二号」を「第十三条第三号」に改める。

第五十七条中「第二十九条第一項第四号」を「第二十八条第一項第四号」に改める。

第八十二条中「第三十三条」を「第三十二条」に改める。

第九十三条第三項中「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

第三百三条中「第三十九条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第四百条及び第四百五条中「第三十九条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第二百一十条中「第五十三条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二百一十三条中「第五十六条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第二百一十六条中「第五十六条第二項」を「第五十五条第二項」に改める。

第三百十条中「第五十七条」を「第五十六条」に改める。

第三百二十二条中「第五十八条第二号」を「第五十七条第二号」に改める。

第四号様式中

() 攤 面
() 田 面

を

() 緑化施設の面積	平方メートル
() 攤 面	
() 田 面	

に改め

() 垣又はさくの構造

() 垣又はさくの構造

、同様式備考7として次のように加える。

7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第九条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中第十五項を第十七項とし、第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項の次に次の二項を加える。

13 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域(以下この項において単に「緑化地域」という。)内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が新築若しくは増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際に既に着手していた行為及び増築後の建築物の床面積の合計が当該緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない増築に限る。）、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が千平方メートル（都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第九条ただし書の規定により市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満である場合

三 申請に係る建築物が都市緑地法第三十五条第五項若しくは第八項又は第四十二条各号に規定する建築物である場合

四 前三号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

14 申請に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この項において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が当

該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物が当該地区計画等緑化率条例に係る都市緑地法施行令第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる適用の除外に関する規定のいずれかに該当するものである場合

二 申請に係る建築物が都市緑地法第四十二条各号に規定する建築物である場合

三 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し

(鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令等の一

部改正)

第十条 次に掲げる省令の規定中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第三条第一項」を「第五条」

に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区」に改める。

一 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）第一条の二第一項第三号ト

二 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）第一条の二第一項第三号ヲ

三 軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（

平成十年^{運輸省}建設省 令第二号）第一条の二第一項第三号ト

四 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令

第十号）第一条の二第一項第三号リ

五 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）第一条の二第一項第三号リ

六 放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）第一条の二第一項第三号リ

七 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）第一条の二第一項第三号ヲ

八 新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）第一条の二第一項第三号ヲ

九 工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行

うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）第一条の二第一項第三号ヲ

十 新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）第一条の二第一項第三号ヲ

十一 流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）第一条の二第一項第三号ヲ

十二 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）第一条の二第一項第三号ヲ

（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正）

第十一条 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を

次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中ワをヨとし、ヲをカとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 確認に係る建築物の敷地が都市計画法第八条第一項第十二号の緑化地域（以下この号において単に「緑化地域」という。）内にある場合においては、施行規則第一条の三第十三項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十五条又は第三十六条の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

ワ 確認に係る建築物の敷地が都市緑地法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例（以下この号において単に「地区計画等緑化率条例」という。）により制限を受ける区域内にある場合においては、施行規則第一条の三第十四項各号のいずれかに該当する場合を除き、イからニまでに規定するもののほか、その計画が当該地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面をもって行うこと。

第二十三条第一項第三号中ニをホとし、八の次に次のように加える。

二 都市緑地法第四十二条第一項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写しをもつて行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百九号）の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の都市緑地保全法施行規則、都市公園法施行規則、都市計画法施行規則、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。